

介護保険・健康保険 料率改定

いつもお世話になっております。

もう3月ですね。なんとなく暖かい日差しに、春物を着たくなりますが、だまされてはいけない!! まだまだ寒いと言い聞かせて分厚い冬物を着ています。

さて、協会けんぽの介護保険・健康保険の料率の改定がありました。3/1付で改定となります。

○介護保険 ()内は、事業主・従業員折半額

1.58% ⇒ 1.65% (0.825%)

○健康保険

奈良 9.97% ⇒ 10.00% (5.0%)

大阪 10.07% ⇒ 10.13% (5.065%)

京都 10.00% ⇒ 9.99% (4.995%)

兵庫 10.07% ⇒ 10.06% (5.03%)

保険料が当月徴収の事業所様は、3月度給与より翌月徴収の事業所様は、4月度給与より変更になります。

また、賞与については、支給日が3/1以降の場合、新料率が適用となります。ご注意ください。

写真は、事務所で昼ランチに行った時のものです。
おいしいものを食べて、しゃべって、気持ちから健康に!!
いきいたいところです ♪♪

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。